

品川区大腸がん検診実施要綱

制定	昭和62年12月15日	要綱第75号
改正	平成4年4月1日	要綱第38号
改正	平成5年4月1日	要綱第27号
改正	平成11年4月1日	要綱第67号
改正	平成12年4月1日	要綱第24号
改正	平成13年3月28日	要綱第59号
改正	平成16年4月1日	要綱第59号
改正	平成18年4月1日	要綱第51号
改正	平成21年3月10日	要綱第54号
改正	平成27年3月3日	要綱第103号

(目的)

第1条 品川区大腸がん検診（以下「検診」という。）は、がん対策の一環として、大腸がんの早期発見・早期治療を図るとともに、保健指導および正しい健康管理に関する知識の普及によって、健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的とする。

(検診の種類)

第2条 検診の種類は、「一次検診」のみとする。

(検診対象者)

第3条 検診の対象者は、区内在住の40歳以上の者で、勤務先等で検診の受診機会がない者とする。

(実施機関)

第4条 検診の実施機関は、品川区が指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）とする。

(実施期間)

第5条 検診は、年間を通じて実施する。

(受診回数)

第6条 受診回数は、1人につき年1回とする。

(費用)

第7条 一次検診に要する費用は、全額区の負担とする。

(受診方法)

第8条 受診希望者は、住所、氏名および年齢の確認のできるものを提示して、受診するものとする。

(診査の内容)

第9条 診査の内容および判定は、次のとおりとする。

(1) 検査項目

- 一次検診 ア 問診
- イ 免疫便潜血反応検査（2日法）

(2) 判定

判定の区分は、次のとおりとする。

一次検診 ア 陰 性
 イ 陽 性
 ウ 判定不能

(検診後の措置)

第 10 条 検診の結果を、受診者に通知し必要な指導を行うとともに、区に報告するものとする。

(請求手続)

第 11 条 指定医療機関は、請求書に必要書類を添えて区に、請求するものとする。

(区民への周知)

第 12 条 区は、区民に対して本事業の周知を図るため、区の広報紙等への掲載および実施機関にステッカー等の掲示をするものとする。

2 受診対象者に対して、個別通知をするものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱の施行について必要な事項は、健康推進部長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、昭和 63 年 8 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。